

宋代における穀物の粗色と細色について

小野寺 郁夫

序

一 粗色・細色の意味とその使用例

二 粗色と細色の換算

(一) 「倉式の例」 (二) 「六折」

結び

序

中國に産する穀物には種々雑多なものがある。これを地域的に見ると、東は江蘇・安徽兩省の北部から、西は湖北省の北部に引かれる線で南北に大別することができ、南部では稻作が中心をなすのに對して、北部では小麥・粟・高粱等の畑作が行われていた。^① また時間の相で見ると、唐末以後、中國農業の新しい發展の段階を迎え、農業の中軸が華北から揚子江域へ、畑作から水稻作へ、更に畑作では粟主作から小麥主作へと大轉換を遂げた、といわれる。^② 正にこのような状況の中で、宋代の爲政者は財政を運用する際に諸穀物間の調整と均衡をはからねばならず、そこに現れるのが粗色・細色という區別であった。從來このことに關して言及されることは殆どなかった。^③ しかしこれを明かにすることは、宋朝の財政の運用について理解を深めることができるばかりか、當時の食糧事情を確認する上に、或はまた中國の食糧の變遷を知るのに必要であり、看過できない課題であると考ええる。

このような觀點に立つて、この粗色・細色の意味とその使用例、並びに兩者の關係について考察して行きたい。なお以下の文中で、『宋會要輯稿』を『會要』、『續資治通鑑長編』を『長編』と略稱する。また麤・龕は何れも粗に同じく、粗の文字を用いる。

一 粗色・細色^⑤の意味とその使用例

先ず粗色・細色がそれぞれ何を指すかを簡単にまとめてみると、次のようになる。

粗色

大麥・黑豆

張方平「樂全集」卷二三、論京師軍儲事

麻穀・大麥・粟・豆之類

畢仲游「西臺集」卷一、耀州理會賑濟奏狀

大麥・蕎麥・穀・豆等

右に同じ

雜色

粟・豆

張方平「樂全集」卷二三、論京師軍儲事

麻・麥・粟・豆・紬・布・木炭之類

會要食貨六八受納、慶元二年九月二日

細色

粳米・小麥

張方平「樂全集」卷二三、論京師軍儲事

小麥

長編卷二九五、元豐元年十二月甲辰

米・小麥

會要禮六二賚賜、乾道六年八月二日

米・麥

畢仲游「西臺集」卷一、耀州理會賑濟奏狀

米・麥

宋史卷一七二職官

粗色の粗は粗弱・粗惡という意味に用いられ、細と共に同一物の品質についていう場合もあるが、ここでは明かに異種の物を指している。また粗色と雜色とは、張方平の同じ文章の中で相通じて用いられていることで判るように同意義のものと見做してよい。ただ多くの場合、特に細色と関連させて使う場合には、粗色という語が用いられる。この外に賤色と

いうのも粗色と同一であろう。

品目については、細色は粳米と小麥に限定できる。粗色は所謂雜穀で種々のものを含むが、主要な品目は粟といえよう。

この粗色・細色の區別はいつから始まるのであろうか。宋代の例によると、後に漕運の項に見るように、張方平の引用する景德二年（一〇〇五）の敕に、黃河によって漕運される「細色斛斗」とあるのが私の檢出した最初のものである。それより以前五代・唐と溯つても粗色・細色の語を見出すことができない。代つて雜色斛斗・雜斛斗・諸雜斛斗、雜穀、雜種の語が現れるが、宋代と異つて、粟はそれらに含まれないと考えられる。即ち五代から宋初にかけての間に、粟は本來主穀として雜に對立するものであったのが、宋代に粗色或は雜色ともいわれるものに轉化している。その背後には、粟と對等に並び、或はそれを凌駕するに至つた細色即ち稻米・小麥の著しい擡頭を認めなければならない。勿論この變化は五代から宋初にかけて突如として起つたのではなく、すでに以前から徐々に進行していたものが、この時期に至つて實勢として見過し得なくなつたことを物語るであらう。

次にこの粗色・細色の區別は實際にどんな場合に用いられるかをそれぞれ事例ごとに検討してみよう。

〔租稅〕明道二年（一〇三三）沿納が多岐にわたっているのでこれを整理し、牛皮・食鹽・池（地？）錢を併合して一項目、穀・麥・黍・豆を併合して一項目とするようなことが考えられた。この時穀物を納入する分についてと思われるが、夏秋歲入、第分麴、細二色。（長編卷一二三、明道二年十月己未。宋史卷一七四食貨、賦稅）

と、ただ粗色と細色に分けられただけであつた。このことは獨り沿納の場合だけでなく、實は兩稅として納入する穀物についても同様の區別が存在していたことに基づく。即ち開封府の稅賦は、天聖二年（一〇二四）、

詔開封府、自今稅賦、令諸縣據折變到合納逐色斛斗、分定倉場、並許第三等以下人戶、依常平例、就便將易得斛斗、抵折送納。如或下戶送納賤色斛斗了足外、尙有少數、亦許令近止（上？）力及人戶等、就便折納。（會要食貨七〇賦稅雜

錄、天聖二年五月)

と、代納することになった穀物の種類に應じてそれぞれ指定の倉場に運び入れるのであるが、その代納に際して第三等以下の戸即ち下戸は自己の得易い賤色の穀物即ち粗色の穀物を送納し、第一・二等戸即ち近上力及人戸は原則として細色を納入する。但し粗色がなお不足している場合に限って、細色を粗色で代納することを認めた。ここに粗色と共に細色の存在することは明かである。事實、開封府の倉について、

三司言、……今城東十二倉、貯江淮水運所輸、萬數不少。城西三倉、兼貯茶茗、貯粟至少。城南止粳米一倉。城北四倉、貯京畿夏秋稅雜色、斛、斗、亦多馬料。所貯各異、難以就近給遣。(會要職官五糧料院、天聖七年十月九日)⑥

と、二十ほどもある倉の中、城北の四倉は所謂稅倉で、京畿の賦稅を受納し、雜色の穀物を貯えていた。

また京東路の充・鄆・齊・濰・濮州で稅賦の徵收漏れが生じた理由として、

京西路勸農使言、……看詳、欺隱稅數、蓋是造簿之時、不將遞年版簿對讀。割移典賣、又不取關帖證對。本州亦不點檢。致作弊倖、走移稅賦、改作麤色。亦有貧民額外移稅在戶下。縱有披訴、只憑遞年簿書、無由雪理。(會要食貨一一

並びに六九版籍、天聖三年七月)

と、縣が帳簿を作る時に臺帳との突合せを行わず、割移・典賣に際して公文書をとって確認しないためであり、上級機關の州でも點檢を怠ってごまかしが行われ、稅賦を勝手に動かして細色を粗色に改めていた。ここにも粗色・細色の區別が嚴然と立てられており、粗色は人民にとって納め易い穀物であり、他方政府にとっては出来るだけ受納を避けたい穀物であった、といえよう。ともかく租稅を賦課するについて、粗色・細色の區別を立て、粗色か細色かを指定して納入させていたと考えてよい。

〔市糴〕穀物の買上げについても、粗色・細色の區別は存在した。天聖六年(一〇二八)河北において、近襄州軍の秋田が豐作なので、沿邊と近襄州軍で買入れる外に、御河に沿った各州軍で總計百萬石を買入れたいという轉運司の要請に

對し、

省司勘會、乾興元年九月十五日敕、次遠近襄州軍、便糶斛斗、細色、每斗添錢十五文、粗色、十文。……並從之。（會要食貨三九市糶糧草、天聖六年十月）

と、乾興元年（一〇二二）の敕によつて、次遠・近裏の州軍で穀物を買入れる場合、細色には一斗當り十五文、粗色には十文の割増金をつけるといふ規定が用いられた。また熙寧十年（一〇七七）には、河北西路の懷・衛・相・磁・邢・洛・深・趙の八州が豐稔であつたが、轉運司に資金が不足していたので、

詔司農寺、令本路提舉司、於常平倉存留一半錢內、特借撥收糶斛斗。仍細色不得過十萬碩。（同書、熙寧十年八月二日）と、常平倉の錢を融通して穀物を買入れることにした。この時に細色の買入れ限度額を設けて十萬石とし、粗色の買入れも計られた。このように見てくると、穀物の買入れは、粗色と細色の兩方について行われたのである。

〔進納〕穀物の供出所謂進納については、河北沿邊の水害に遇つた州軍で、

中書門下言、河北沿邊經水州軍、望許入粟濟民、第加恩賞。從之。仍聽以糴細參半。（會要職官五五〔進納〕、天聖七年閏二月四日）

と、人民救済のために供出を奨勵したが、その穀物は粗色と細色が相半ばすることを認めた。また慶曆二年（一〇四二）に、

三司減省所言、自今……其僧道賜衣及師號、非御前特恩、並不許奏薦。如於延州納細色軍糧一百石、廼賜之。（永樂大典卷二四〇〇所引長編、慶曆二年六月丙戌）

と、僧道に紫衣・師號を與えるには、皇帝の特恩によるか、或は西夏と對峙している延州に細色の軍糧百石を納入する場合に限りたといわれている。

〔漕運〕すでに開封の稅倉について述べたが、ここでは四河によつて運び込まれる船般倉を中心に見てみよう。船般倉

は開封の倉の大半を占め、汴河（東河）・黄河（西河）・惠民河（南河）・廣濟河（北河）の四河によって漕運されて來た穀物を受入れる。汴河は江淮、黄河は懷・孟諸州或は陝西諸州、惠民河は陳・潁・許・蔡・光・壽諸州、廣濟河は京東路の曹・濮諸州の物資を運んだ。^①さて張方平が嘉祐二年（一〇五九）、開封の軍糧を論じた（樂全集卷三、論京師軍儲事）中に、

一、廣濟河年額上供斛斛六十二萬石、其實五十萬石。內十二萬石、因慶曆初京東轉運使奏、南京軍營多、每歲計度軍糧、支移徐單曹濟州廣濟軍二稅應副、民力勞敝、遂截上供運米十二萬石、通舊八萬石、共二十萬石、充本京軍糧、却從廣濟河、認數般運、填納所截粳米小麥。其填數多是雜色、粟豆。已爲虧損倉儲、……

と、廣濟河によって開封に送る穀物の年額六十二萬石の中から十二萬石を南京に融通し、その十二萬石分の補填が廣濟河の年額に加上されたが、それは元の粳米・小麥所謂細色ではなく、雜色の粟・豆で、開封の貯積を虧損しているという。また、

一、黄河檢會、景德二年敕、陝西轉運司每年認定馬料三十萬石上京。所有細色斛斛、如有剩數、即行般運。又檢會、……

と、黄河によつては、景德二年（一〇〇五）の敕に、陝西轉運司は毎年馬料所謂雜色三十萬石を開封に送り、細色の穀物は餘剩がある場合に送られることになっていた。また、

一、在京歲支馬料豆麥約六十萬石。近年計度、多拋數下發運司起發、遂以大麥黑豆粗色充數、每年常及三十萬石。計兵船口食水脚、爲費數倍。今若令陝西京西及將京畿二稅細色折納粗色、歲計可以得足、則汴河漕輓、專令般粳米、量以小麥、充以年額。此所謂轉江湖之穀、以實太倉者也。

と、汴河により、馬料として粗色の大麥・黑豆毎年三十萬石が開封に送られているのを、陝西・京西の粗色、それに京畿の兩稅として本來納められるべき細色を止め代つて納めさせる粗色とで間に合わせ、汴河からは専ら粳米或は小麥を運ばせたい、と述べている。このように四河による漕運において、粗色か細色かはそれを構成する各種の穀物と共に財政運用

上の基本的な事柄であった。

この外に、江淮からの漕運について、

詔、自今裝載楊楚通泰眞滌海濠州高郵漣水軍等處稅倉和糴斛斗、並依裝轉般倉斛斗空重力勝例、並以船力勝五十碩爲準、實裝細色斛斗四十碩、……（會要食貨四二漕運並びに同四六水運、天聖三年十二月十二日）

と、買入れた穀物を船の積載能力五十石につき細色四十石として裝載するものとしている。また河北沿邊への軍糧輸送について、

三司勘會、河北沿邊居河路州軍所要支贍軍儲、自來全籍潮御河相兼輦運般供。欲、自今押運省員殿侍、三年內般輦諸官物數中、斛斗須是般及細色軍糧三萬石已上。如般麤色、即依倉式例準折。……從之。（會要食貨四二漕運並びに同四六

水運、天聖四年十二月）

と、運送に當る省員・殿侍は三年内に運ぶ官物中に、穀物として細色の軍糧三萬石以上、もし粗色であれば倉式の例（後述）によって換算したそれに相當する分量を含んでいなければならないとした。^⑧河東路から陝西へは、

陝西路轉運副使范純粹奏、準朝旨指揮、令河東路轉運判官蔡煜、每年入中、或移稅糴、從便計置粗細色斛斗一十萬石、於吳堡寨永寧關樁積。……（長編卷三三八、元豐六年八月己卯）

と、河東路の轉運司が商人に納入させるか或は租稅や買入れたものを運送するかして、毎年粗色・細色の穀物十萬石を吳堡寨（石州定胡縣）と永寧關（延州延川縣）に補給することになっていた。

こうして政府に集積された穀物は次いで様々な形で消費される。その場合もやはり粗色・細色の區別は守られる。

〔俸祿〕官僚への俸祿について、

凡一石給六斗、米麥各半。管軍支六分米、四分麥。（宋史卷一七一職官、祿粟）

とある。これは、

紹興折色、凡祿粟每石細色六斗。米麥中支、管軍給米六分、麥四分。（同書卷一七二職官、祿粟及隨身儉人）

と對應し、官僚は細色を支給されるものであった。軍人についても同様であつて、

樞密承旨司言、準送下三司狀、在京禁軍闕額封樁請受內、錢絹特免。其斛斗唯米可存留。自餘衣賜等物、並屬三司應副。及小麥已無剩數、欲乞特免。勘會、府界軍士衣糧等、自當依別處例封樁。其小麥如闕、即令三司以細色糧充。從之。（會要食貨六四封樁、元豐元年十二月四日。長編卷二九五、同年同月甲辰）

と、開封における禁軍の缺員分の衣糧は各地の例に倣つて貯えておくべきであり、小麥と雖も不足すれば、同じ細色で補つておかねばならないとされている。ここから軍人に細色を支給していることが判る。また北宋末の宣和七年（一二二五）に、各地で軍人の衣糧が缺乏して不穩な情勢が生じた時、

詔、……除已重作施行外、可令尙書省嚴行約束諸路漕臣、應合支軍兵衣糧、並如期給散。仍不得夾雜糠粃及用麤色折兌。……（會要食貨五四並びに六二諸州倉庫、宣和七年二月十四日）

と、規定通り支給するに當り、各路の轉運司を督勵し、糠粃を夾雜したり、粗色を代りに支給することがないように注意している。しかし例えば永興軍においては、熙寧四年（一〇七二）に、

臣勘會、永興軍所管今年正月一日見在軍糧、麤細色斛斗共三十六萬九千七百石二斗四升。據即日本府見駐泊及就糧并本城兵員糧食及官僚請俸等、共約支得向去一十七箇月半。……（溫國文正司馬公文集卷四三、乞不添屯軍馬）

と、粗色と細色の穀物が軍人の糧食と官僚の俸祿として十七箇月半の分量が貯えられていて、すべて細色であつたわけではない。

〔賑濟〕政府の穀物は饑飢を救濟するためにも用いられ、それには賣却する賑糶、貸與する賑貸、代價を取らない賑濟の三つの方法があつた。先ず開封について見ると、天聖四年（一〇二二）、在京の粳米倉に多量に貯えられている品質の悪い穀物を賣り盡くせない恐れがあつた。また一方では府界諸縣の水害に遇つた處で賑貸が望まれていた。そこで、

仁宗曰、糶價特與減半。若賑貸與人戶、每二斛令納麴色一斛。(會要食貨六二京諸倉、天聖四年十二月。長編卷一〇四、同年同月丁丑)

と、賣却の價格を半分に下げると共に、賑貸には、細色二斗につき粗色一斗を返却させることにした。そのため遠近の貧民が殺到したという。また河北において、熙寧七年(一〇七四)に、

詔、……又賜五萬石、下河北東路提點刑獄司、賑濟流民、許出糶。仍先於常平倉撥見錢賑濟、麴色糧、聽給價錢。

(長編卷二五七、熙寧七年十月癸巳)

と、流民に對して賑濟と同時に賑糶も行われたが、それに先立ち常平倉の錢によつて穀物を買入れたようであり、その穀物は細色の外に粗色を含んでいてもよかつた。

次に陝西において、熙寧四年(一〇七二)の初め、知永興軍の司馬光が提舉陝西常平廣惠倉司の穀物を賑貸する方法に反對した時、細かく價格を設定しないで、

伏望、……只據所散與人戶石斗、至將來成熟、令出息二分。每散得一斗米者、納一斗二升細色。或依倉式例、折作麴色。……(溫國文正司馬公文集卷四四、奏爲乞不將米折青苗錢狀)

と。人民に貸與した量を本に二割の利息をつけ、一斗の米(白米)を借りた者は一斗二升の細色、或は倉式の例によつて換算した粗色を返済させるように主張した^⑧。また秦州において、かつて諸城寨の弓箭手・塞戸・蕃兵に古くなった穀物を賑貸した前例に基づき、

權發遣秦鳳路經略安撫司公事范育言、……乞、將來如遇本倉糧斛賑濟不足、許以省倉年計之餘陳次麴色斛借支、……從之。(長編卷三七五、元祐元年四月己亥)

と、本倉とは常平倉であらうが、その穀物が不足の場合は、省倉の餘っている古い粗色を貸出すことにしている^⑨。

〔捕蝗の代償〕政府はまた蝗蝻を捕えるため、その報奨として穀物を與えた。元符元年(一〇九八)、各地に警戒させる

と共に、

戸部言、……亦許募人捕取、當官交納。每蟲子一升、官細色、穀斗二升。蝻蟲五升或飛蝗一斗、各給一升。蝻蝗子多易得處、各減半給。如給籩色、並依倉例紐折。或給中等實直價錢。（會要瑞異三蝗災、元祐元年十一月四日）

と、人民に捕蝗を勧め、原則として蟲子即ち蝗種五合、まだ羽化しない幼虫の蝻五升、成虫の飛蝗一斗を、それぞれ細色の穀物一升と交換し、粗色であれば、倉例によって換算して與えた。^⑩

〔民間の保有分〕これまで見て來たのは何れも政府で取扱う穀物であることから、粗色・細色の區別は爲政者が設定乃至採用したものであるといえよう。そこで官僚の目からすれば、民間に保有されている穀物も同様に見られることになる。元祐元年（一〇八六）、司馬光が免役を止めて差役を復活するように主張した時、章惇がこれに反駁を加え、官戸・寺觀・單丁・女戸の百石以上の收穫をあげる田地所有者から助役錢を徴收しようとしているが、

知樞密院章惇言、……凡内地中年百石斛斛、籩細兩色相兼、共不直二十千錢。若是不通水路州軍、不過直十四五千而已。雖是河北緣邊、不過可直三十來千。陝西河東緣邊州郡四五十千。……（長編卷三六七、元祐元年二月丁亥）

と、百石の穀物は粗色と細色を合せて、内地で二十貫を下り、水運が通じていない州軍では十四五貫に過ぎず、河北の沿邊でも三十貫ぐらい、陝西・河東の沿邊では四五十貫であつて、このような人々に助役錢を課するのは刻剝である、と述べた。また永興軍路の邠州において、元符元年（一一〇九八）、前年の秋に穀物の買入れを行わなかったため軍糧の缺乏を來たした。そこで、

提舉永興軍路常平等事蔡肇言、……遂將所少數目、科放與在州及轄下四縣、其有斛斛停蓄之家、卽隨粗細色分數存留外、其並令中賣入官。（長編卷四九九、元符元年六月戊子）

と、州内の穀物を蓄えている者に、粗色・細色の一定の割合による保有を認め、それ以外はすべて政府に供出させた。^⑪邠州の東に隣接する耀州では、この頃知事の畢仲游が、保有者に穀物を供出させる勸誘ではなく、通常の賣買と異らない開

諭を行つて、

本州除爲夏料災傷、開諭積貯之家、減價出糶外、更作秋災準備。恐人戶難得米麥細色、斛斗、遂只開諭糶色、如麻穀大麥粟豆之類。……（西臺集卷一、耀州理會賑濟奏狀）

と、夏田の災害のため、積貯の家に穀物を放出させたが、その穀物は米・麥即ち稻米・小麥の細色ではなく、麻穀・大麥・粟・豆の類の粗色であつた。これらは何れも民間に保有されている穀物を粗色・細色の區別で表現している。

以上、北宋の時期に關する粗色・細色の事例を検討すると、ほぼ租稅、市糶、進納、漕運、俸祿、賑濟、捕蝗の代償、民間の保有分の各項に收めることができる。その特徴として、第一に、それぞれ狀況の異なる地域を全體として統轄しなければならぬ政府が穀物運用上この粗色・細色の區別を必要としていた點をあげることができる。換言すると、小地域に充足する人民にとって、穀物が粟か稻米かは緊要であつたろうが、粗色か細色かは政府との關係では意味をもつても、普通には無視してよかつたと考えられる。第二に、政府が實際に穀物を運用するに當つては、細色がその中心をなし、粗色は絶えず細色との關連で用いられる補助的・臨時的な役割に止まつたと見られる。第三に、取上げた事例は、大體河北・河東・陝西の三路に、京東・京西・淮南を加えた華北の地域についてであることから、この地域は粗色・細色の錯綜していたところであるといえよう。そして更に、本稿は穀物の生産地を分析したものではないが、この地域では、粗色が得易い穀物であつて、それだけ細色に較べて土着性が強かつたともいえる。

それではこの華北を女眞族の金に奪われた南宋の時期において、粗色・細色の區別はどのような様相を呈するであろうか。先ず慶元條法事類の賦役式に「諸州申夏秋稅納畢帳」の書式を示し、實納の項に稅の内譯として、

某色若干

若干本色

若干折色、納某色若干。如、麴、細色或錢絹等折納、仍具則例并價直。（卷四八賦役門、稅租帳）

と、代納數を記入の上、粗色・細色或は錢・絹等について則例と價格を添えなければならなかった。ここに粗色・細色が現れており、また理欠令に、

諸欠、若通水運、以穀折納者、每斗准實直價、細免(色?)加五文、麴色、加三文。元欠穀者非。(卷三三財用門、理欠)と、水運の通ずるところで穀物以外の滯納分を穀物で代納する場合、實際の價格を本に一斗につき細色は五文、粗色は三文の割増分を取ることになっていた。

實際の例としては、毎年兩稅の受納を開始する際に、

臣僚言、乞、行下諸路轉運司、每歲夏秋稅苗受納之初、將州縣合科雜色、麻、粟、豆、紬、布、木炭之類、逐季估定時價、許民送納、不得循襲舊例、高價折錢、重困百姓。從之。(會要食貨六八受納、慶元二年九月二日)

と、諸路の轉運司に、賦課する雜色の麻・粟・豆や紬・布・木炭の類について季ごとに時價を定めさせ、人民に錢納を許している。また江淮の營田について、紹興六年(一一三六)の收穫は、

議者以爲、……而爲營田者之言、則謂去歲所用本錢二十三萬緡、歲中收雜色斛斗共三十一萬石。……(建炎以來繫年要錄卷一〇九、紹興七年二月癸卯)

と、擔當者の言として、雜色斛斗計三十一萬石であつたという。また四州から陝西にまたがる階・成・西和・天水・沔・鳳・梁・洋・利の九州軍で開墾を推進した結果、

四川宣撫使安丙・總領財賦任處厚言、……至紹興十五年、逐州墾田共二千六百五十餘頃。夏秋兩料納官細色計一十四萬一千四十九石、用充所屯將兵支遣、……。(會要食貨六三營田雜錄、嘉定十三年七月十四日。建炎以來朝野雜記甲集卷一六、

關外營田)

と、紹興十五年(一一四五)には夏秋兩料で細色十四萬石餘が政府に納められている。或は四川の西南部、嘉定府犍爲縣の平戎莊官田において、豪民富戶の侵害した田地を回復し、

直祕閣成都府路提刑李熹又言、……今根括到前來侵占地段、總計山田四百九十四坡、水田一千五百九十六畝。袞折租數、總計米二千三百斛。雜斛在外。……（會要方域一八諸寨、嘉定四年十一月二十八日）

と。その租數を雜斛即ち雜色を除いた米數で示している。

また漕運について、度支員外郎の韓球が江南東路の饒・信州で掻集めた錢糧を、詔、令韓球、照會前降事理、體度行在贍兵數多、將見剗刷、不以蠲細色網運、……（會要食貨四三漕運並びに四八陸運、紹興元年二月十六日）

と、粗色・細色の別を問わず一切行在に運送することを求められている。また俸祿について、郭振に對する俸給を、戸部狀、准批下總領兩淮浙江東財賦軍馬錢糧所申、得旨、郭振諸般請給、可特支全俸。本部勘當、統兵戰守之官合支諸般全分請給、下項。料錢四百貫文。祿粟一百五十石、准細色九十石。內米四十五石、二十二石五斗住支、二十二石五斗本色。小麥四十五石、內二十二石五斗住支、二十二石五斗折錢、每石折錢二貫文。……詔、依已降指揮、支全俸。（會要職官五七俸祿雜錄並びに禮六二賚賜、乾道六年八月二日）

と、額面通り支給することにした際、祿粟百五十石は細色九十石に相當すると見做している。

このように南宋においても粗色・細色の區別は存在し、地域としては、華北に近接する淮南東路・淮南西路・江南東路と四川の例であった。この區別が當時の爲政者の通念であるとすれば、全地域に適應されて當然であるが、特にこれらの地域に用いることが必要であったと考えられる。但し常に粗色・細色の語で表現していたのではなく、それを意識におき乍ら、實際には穀物の一一の名稱で具體的に表現することも多かったであろう。例えば李綱が宣和七年（一一二五）、金軍の侵入に對する緊急の防禦策を條陳した中に、京東西・淮南・兩浙の轉運司に穀物の高價買上げをさせることを述べ、

應粟、米、大麥、黑豆、皆可充數。（梁溪先生全集卷四二、論禦寇用兵劄子）

と、粟・米・大麥・黑豆までも調達することになっている。これは本來細色であるべきものを二次的なこれら粗色にまで擴大し

たものであって、正に個々の穀物名で粗色を示していると共に、粗色と細色には明かな區別があつたことを意味している。終りに後代においては、どのように現れるであらうか。先ず元代において、至元六年（一二六九）に立てられた義倉について、

豐年每親丁納粟五斗、驅丁二斗。無粟、聽納雜色。（元史卷九六食貨、常平義倉）

と、粟もその一部を成すと考えられる雑色の納入を求めている。また大徳七年（一二三三）、上都へ米・麴等を運送するについて、

凡雇車運物、不分粗細、例驗筋重里路、官給脚價。（通制條格卷一八關市、和雇和買）

と、粗色・細色を區別せず、ただ重量と距離によって運送費を支給している。次いで明代においては、永樂三年（一四〇五）、屯田則例を改定した際に、

歲收子粒、如有稻穀粟菽秫大麥蕎麥等項蠟糧、俱依數折算細糧。（萬曆會典卷一八、屯田）

と、收穫される稻穀・粟・菽秫・大麥・蕎麥等の粗糧は細糧に換算されることになっていた。また正統五年（一四四〇）、各地の預備倉において、

凡民人自願納米麥細糧、一千石之上、雜糧、二千石之上、請救獎諭。（萬曆會典卷三二、倉庾）

と、細糧と雜糧の納入が豫定されていた。このように宋代と同様の意味で粗と細、或は雜と細の區別が用いられ、明代では、色に代つて糧の語を用いるようになっていた。

二 粗色と細色の換算

（一）「倉式の例」

粗色・細色の區別はかなり一般的に存在し、かつ穀物を運用する上に基本をなすものであることが明かになった。そこで次に粗色と細色とは如何に關係づけられるかについて考えてみたい。それは即ちこれまで述べた中に窺われるような粗色と細色を相互に代納する場合について検討することであり、その際に「倉式の例」という語が見えていた。例えば漕運の項で、河北沿邊への軍糧輸送について「斛斗須是般及細色軍糧三萬石已上。如般麴色、即依倉式例、準折。」とあるのは、「如三年內只般得細色軍糧七萬碩已上、……如有麴色、依倉式例、六折充填。」（會要食貨四三漕運並びに四六水運、天聖八年三月）と對應し、本來の細色を粗色で運ぶ場合、倉式の例によって換算することにしており、また六折即ち六割という換算率（後述）が示されている。また賑濟の項で、司馬光の言に「每散得一斗米者、納一斗二升細色。或依倉式例、折作麴色。」とあるのは、「粗細色、與散時不同、仍許依倉例、紐折送納。」と同一であり、賑貸した穀物を返濟させるのに、粗色・細色の不同を倉式の例によって調整することになっている。また常平倉の穀物を轉運司に入った新穀と取替えるのに、「麴細色不同者、依倉例比折。」ともある。更に捕蝗の代償の項に現れた「如給麴色、並依倉例紐折。」も同様の例である。これらで見ると、「倉式例」は單に「倉例」とも表現されている。

以上、粗色・細色と同時に現れる倉式の例をあげたが、この外に粗色・細色の語を用いないで、ただ倉式の例だけをあげる場合もある。先ず粗色・細色が始めて見える景德二年（一〇〇五）以後については、天禧二年（一〇一八）に同・耀州・河中府において、

應經災傷人民、有折變撥移稅賦者、依近降敕、除檢放外、據合納分數、與免折變、止就本州送納。如願校勘折斛斗、依倉式例折納。（會要職官四一安撫使、天禧二年九月）

と、災害を受けた人民に稅賦の品目變更と別處に送納することを免除したが、なお品目變更して穀物を納めたい者には、倉式の例によって換算することになっている。また元祐元年（一〇八六）に修立した「借貸糧食」の條に、王巖叟の引用するところによると、

諸州縣災傷人戶闕乏糧食、……預行奏請、候得旨、許結保借貸常平穀、……豐熟日催納。若無本色、聽依倉例折納、或納元價。……（長編卷三九三、元祐元年十二月壬寅）

と、缺食の人民に貸與した常平倉の穀物を返済させるには、倉例によって他の穀物を代納してもよかった。また南宋に入つて、慶元條法事類には、賦役令に、

諸稅租、非本土出產、或歲不豐、聽隨所有、依倉例折納。人糧馬料不得互相准折。不產小麥處、准許以粳米折。其雜色田不收本色者、准此。（卷四七賦役門、受納稅租。卷四八賦役門、支移折變）

また理欠令に、

諸欠金銀錢帛糧草及軍須、並理本色。……其穀願依倉例折納、或納實直上價者、聽。（卷三三財用門、理欠）

とあるのは、何れも穀物の代納に關して倉例を用いているのであり、また給賜令に、

諸倉給穀闕本色者、許依倉例准折。以稅米折小麥處、命官月料亦支稅米。人糧馬料、不得互給及以粟折口食。（卷三七庫務門、給納）

とあるのは、穀物を支出する場合である。これらの例は皆な穀物の交換について現れており、その穀物とはすでに検討した如く、倉式の例と粗色・細色とは密接な關係にあつたことから、粗色と細色とを指すと考えてよい。

それでは景德二年以前についてはどうか。倉式の例が最初に現れるのは、管見の限り五代後晉の天福二年（九三七）である。この年、洛陽と魏府（宋の北京大名府）で旱害のため麥の生育が悪く、

敕、……其雒京魏府管内所有旱損夏苗縣分、特於五分之中、減放一分苗子。其餘四分、仍許將諸色斛料、依倉式例、與折納。（冊府元龜卷四九二邦計部蠲復、後晉天福二年五月）

と、その管内の夏苗の五分の一を減じ、残る五分の四は各種の穀物で、倉式の例によって代納させている。次いで宋の開寶年間（九六八～九七五）に、開封府管内の夏稅を錢納ではなく、人民に便利なように、

敕、……宜依所奏、取人戶穩便、依倉式例、折納諸色斛斗并綿紬絹見錢。(宋大詔令集卷一八三政事賦斂、開封府管内許人戶從便輸納救榜 開寶□□)

と、倉式の例によって各種の穀物を綿・紬・絹・見錢で納めさせている。この場合も前と同様である。これらの時點において粗色・細色が成立していたかどうかは不明であり、従って粗色・細色と一體をなすとは斷定できないものとして倉式の例が存在していた。

(二) 「六折」

先ず粗色・細色の區別と倉式の例が一體をなす時期について、その内容をなす換算率を検討しよう。前に述べた河北沿邊へ軍糧を輸送する際に、「依倉式例、六折充填」と六割即ち十對六の比率が見えている。また俸祿について、「凡祿粟每石細色六斗」とあり、その南宋における實例として、郭振へ「祿粟一百五十石、准細色九十石」とある。祿粟は正しく粗色であつて、その六割に相當する分量の細色で支給されていた。これによると、三司使張方平が慶曆七年(一〇四七)に、それまでに増員した軍人の經費を算定して、

三司勘會、陝西用兵以來、内外所增置禁軍八百六十餘指揮、約四十有餘萬人。……計每年共支料錢二百四十萬緡、糧一千二百萬石、准例六折、計七百二十萬石、……(樂全集卷二三、論國計出納事。長編卷一六一、慶曆七年末)

と、軍糧一千二百萬石を例に準じて六折して七百二十萬石になる(長編には「準例六折米」とある)というのも、倉式の例によつて粗色を細色に換算したものに相違ない^③。また前に民間の保有分の項で述べた知耀州の畢仲游が穀物保有者に出賣を開諭した際に、

每人可糴一石有零蠟色斛斗、只是比得細色五六斗以來喫用。

とか、

每人可糴兩石有零。麤色斛斗、只比得細色一石二斗以來喫用。(何れも西臺集卷一、耀州理會賑濟奏狀)

と、粗色一石餘が細色五六斗位に當り、粗色二石餘が細色一石二斗位に當るといふのも、同じ六割という比率に基づいたものである。

粗色・細色の成立を確認できない時期について、穀物間就中粟と稻米の比率を求めると、唐の開元二十五年(七三七)に、

定式、王公以下、毎年戸別、據所種田、畝別稅粟二升、以爲義倉。……諸出給雜種準粟者、稻、穀一斗五升、當粟一斗。

其折納糙米者、稻三石折納糙米、一石四斗。(通典卷二二)

と、義倉の式なるものに、量において粟十に對し、稻穀は十五、糙米は七と規定されている。これを粗色・細色に引當てると、十對七となり、糙米(玄米)は更に精白するとすれば、一層十對六に近附く。これによれば、粗色・細色の比率はすでに唐代にその基礎をもっていたことになり、唐代からの連續性を見出すことができる。そしてまた倉式というものも本來このように個々に同種の穀物間或は異種の穀物間の換算率を定めるものではなかったかと推測される。この推測が成立つとすれば、その起源は遠く秦代までも溯らせることが可能である。即ち先ず倉式が存在して、その後粗色・細色の區別が生じたことになる。

さて細色が粗色の六割に當ることについて、粟穀と粟米の比率がやはり同様であることとの關連が問題になる。前代においては粟穀と粟米を區別する見方が支配的であつた。それが宋代に二次的なものに後退し、粗色と細色を區別することが優先されることになったのは、細色がそれだけ重要性を増したためと考えられる。この變化によつて、十對六の比率は、粟穀と粟米の比率としてよりも、粗色と細色の比率として用いられることになったのであろう。即ち粟穀十對粟米六がそのまま粗色(粟その他)十對細色(粳米・小麥)六に移行し、粟米に觸れることは少くなつたと解されるが、敢えていうならば、細色と粟米は等置されることになった。

但し粗色・細色の六割換算ということは觀念的に定めたことであつて、障礙を來さない範圍で適用され、實際にはこれに従わないこともあつた。例えば賑濟の項に見たように、在京の粳米倉の品質の惡くなった穀物を賑貸するのに、「每二斛令納麴色一斛」と、粗色十に對して粳米即ち細色二十と、六であるべきものが二十になっている。勿論これは細色の品質が惡かつたためである。また南宋において、俸祿に十對六を用い乍ら、他方大麥・稻穀（稻子）と粳米との比率を十對五においでいる。

更にこの比率を用いないで、價格を設定して換算する場合もあつた。例えば前に賑濟の項或は倉式の例において見たように、司馬光は提舉陝西常平廣惠倉司の穀物を賑貸するのに、倉式の例を用いて換算するように要望したが、その前段に、

今來提舉常平廣惠倉司、……將本倉陳次斛斗、細作見錢、支散與人。又豫定將來粟麥之價、粟每斗二十五文足、小麥每斗四十文足。本司看詳、向去夏秋、五穀有豐有儉。其穀麥之價、固難豫定。今將陳色白米、每斗細作見錢七十五文。……

と、古い白米を貸出し、小麥と粟とで返済させるのに、豫め豐凶定かでない將來の穀價を設定していることを述べている。但し司馬光はその不當性を指摘したのであつて、つまり粗色十對細色六の比率は、實情に即應しない面があつたとしても、なお妥當性を有していたと考えられる。

後代における換算率については、先ず女眞の金において、貞祐元年（一二二三）、食糧が不足した際に、

諭旨省臣曰、聞親軍俸粟、每石以麥六斗折之。所省能幾而失衆心。令給本色。（金史卷五八百官、百官俸給）

と、親軍の俸粟を一石につき麥六斗で支給していたが、人心を失うことを恐れて、本色即ち本來の粟で支給することにした。ここにその麥は小麥として、やはり六割の比率が見えている。また元代において、至元八年（一二七二）、豐作に恵まれて常平倉糧を買上げることになり、各地の買上げ額が立てられた。そしてその額は、

總和糴糧、粟三十九萬四千六百六十碩。米五萬五千碩、折粟九萬一千六百六十六碩。粟三十萬三千碩。（永樂大典卷一
一五九八草所引經世大典、至元八年十二月）

と、粟を基本として立てられ、米は十對六の比率で粟に換算されている。この米は稻米と考えられる。但し何れの場合も六割であったのではない。至元二十一年（一二八四）、大都において商人に白米・新粟の納入を行わせ、その代價として河間・山東・兩浙・兩淮の鹽引を與えた。その際に、

兩淮鹽引、白米、每引中九斗三升、粟、每引中一石八斗六升。……（同書、至元二十一年三月）

と。粟十と白米五を等置して、白米の方が有利になっている。降って明代においては、永樂二年（一四〇四）、湖廣の屯田の收穫を米で積算することになり、

每粟穀麩黍大麥蕎麥各二石、稻穀菽秫各二石五斗、稭稗三石、並各準米一石。小麥芝麻豆、並與米等。（明太宗實錄卷

二七、永樂二年正月己未。萬曆會典卷一八、屯田。明史卷七七食貨）

と、粟穀と米について見ると、十對五になっている。また先に粗色・細色の使用例について引用した正統五年（一四四〇）の場合、細糧一千石と雜糧二千石が等置されていて、ここにも十對五を見出す。同年にはまた政府の賑濟を助けた者に賑書を與えるにつき、

參贊寧夏軍務右僉都御史金濂奏、近制、軍民輸米千石或穀二三千石、助官賑濟者、褒以賑書。其不及是數者不與。切見、陝西連年薄收、穀米甚貴。請、有能於內地輸米麥五百石雜糧一千石、邊地輸米麥三百石雜糧五百石者、悉褒以賑書。……從之。（明英宗實錄卷六九、正統五年七月辛丑朔）

と、雜糧と米・麥を、内地では十對五、邊地では十對六の比率においた。このように前に述べた南宋の例、或はこれら元・明の例には、六割と五割の二種の比率が存する。新に五割が現れるのは、稻米の豊かな地域においてであると考えられ、粟等粗色の有用性がそれだけ低下することになったと共に、稻穀と稻米の換算率十對五を用いることになったかと思

定される。この變化は、地域的には南部から北部へ、時間的には南宋から明代にかけて進展したものであらう。

結 び

本論の要旨を述べて結びとする。

凡そ種々ある穀物の間には自から主要な穀物とそれ以外の穀物との區別があつた。そして兩者の區別はその換算の仕方に端的に示され、それには時價による場合もあつたが、比率を設定する場合が普通であつた。

唐・五代においては粟が主穀と規定され、その他の穀物は雜をつけた言葉で呼ばれた。そしてその比率は、粟と稻米で見ると、十對六に近かつた。また粟穀と粟とを區別することも行われ、その比率は古來の十對六であつた。

ところが五代から宋初にかけての間に、粳米・小麥を細色、それ以外の粟等は粗色（雜色・賤色）と稱するように變り、粟は唐という雜の部類に入ることになった。この粗色・細色の區別は、政府が行う租稅の徵收、買入れ乃至人民の供出、或は各地間の補給、そして穀物を支出する俸祿、賑濟、捕蝗の代償、更に民間の保有する穀物についてまでも廣く適用された。いわばこの區別は政府が穀物を運用する際の基本になっていた。就中、政府の主要な關心は細色に向けられていた。但しこの區別を用いたのは、主として粗色・細色が相拮抗する華北においてであつた。南宋にも同様の區別は續くが、北宋ほどの緊要度を示さなかつたと思われる。その後、南北統一の王朝、元・明になつても、やはりこの區別は用いられる。

次に粗色・細色の換算は倉式の例に基づいて行われ、その比率は十對六で、唐代からの連續性を示す。また粟は粟穀を指し、粟米に觸れることは少くなつたと解される。或は米の重點が粟米から稻米に移つたともいえよう。この十對六の比率は元・明にも用いられるが、また一方、南宋以來十對五の比率も現れる。これはまた稻作の進展による新しい變化であつたと思われる。

要するに、粗色・細色の問題を通して穀物の變遷を辿ると、細色の有用性が增大していった過程を認めることができる。

註

① ロッシング・バックは『支那農業論』(三輪孝・加藤健共譯)

の中で、中國の「農業地域を、小麦地帯と水稻地帯の二大地帯に」(上巻五六ページ)分け、「小麦地帯は北緯三二度より四〇度の間に」(同七〇ページ)位置しているとし、「小麦地帯の土壤、氣候及び地勢的條件は多種類の作物の栽培に適している。概括的に同地帯の耕種の型をみるに、小麦が全耕地面積の四〇%、粟が二七%、棉花が八%、高粱が一五%を占めている。」(同七八ページ)と述べている。安部健夫氏は「米穀需給の研究——『雍正史』の一章としてみた——」(東洋史研究一五—四、『清代史の研究』所收)の中で、清朝の雍正時代(一七二三—三五)に「非産米區域としての北シナは、ほぼ江蘇・安徽兩省の北部から河南省をつくして湖北の北部に引かれる線で、中シナから區別され」、その「北方一帯が穀産の上では問題なく北シナ的であった」とされ、「北シナにも大米が産しないわけではなかったけれども、しかしその地に産する主穀はやはり小米や高粱、とくに小米であり、またそれらがその地の人民たちの主食でもあった」といわれる。大米は稻米、小米は粟米を指す。また日野開三郎氏は『唐代租調庸の研究』(一色類篇)の中で、「唐代の稻作も宋代と同様淮南・漢中が大體その北界で、それ以北はアワ・黍・麥・麻等の畑作地域に屬し、特にアワを主穀としていた」(二六ページ)と見做される。

② 西山武一「アジア農業の源流——華北耐旱畑作農法と江城田植稻作農法の形成——」(アジア經濟六—三、『アジアの農法と農業社會』所收)。同氏は中國四〇〇〇年の歴史を大別して

三段階に區切ることができるとされ、「殷、周王朝下の最初の一五〇〇年の間、その農業立地は華北平原の西端、黄河中流にあり、その河谷沖積段丘上にあり、粟と麥が主作物であった。……第二段階、戰國から唐に至る次の一五〇〇年は、中國民族が鐵犁畜耕を手のものとして、より乾燥した華北平原を農業的に開發した時期であり、主作物は最も乾燥に強い粟である。第三段階、唐末以降の一〇〇〇年は中國民族が耕耜具、水利土木、および施肥施肥における技術的躍進によって、揚子江の新たな、南蠻洞居の地に高度稻作農業を展開した時期である。」と述べておられる。

③ 周藤吉之「宋代莊園制の發達」「南宋に於ける屯田・營田官莊の經營——官田の莊園制發展として——」(何れも『中國土地制度史研究』所收)の中に、四例の資料を引用されている

が、粗色・細色が何を指すかを軽く指摘されたに止まっている。なお日野開三郎『唐代租調庸の研究』(一色類篇)は本論に關連する部分が多々あり、大いに参照させて頂いた。

④ 粗色・細色の區別は穀物に限らず、市舶司を通じて輸入される海外の物品にも用いられていた。會要職官四四市舶司、紹興

十一年十一月の條には、粗色・細色それぞれの品目が示されている。山田憲太郎氏は『東亞香料史研究』の中で、「輸入貨物を量と積が輕少で價格の比較的に高いものを細色、量と積が重くそして大きく價格の安いものを粗色（色）」（二〇二ページ）と説明されている。この區別は、景德四年（一〇〇七）に

詔、杭明廣州市舶司般犀牙珠玉到京、並納內藏、揀退者納香藥庫。諸州香藥亦以細色納內藏、次者納香藥庫。（會要食貨五內香藥庫、景德四年三月）

とあって、この頃には始まっており、しかも香藥についてのようである。

⑤ 後文の租税の項、天聖二年五月の例。

⑥ 日野前掲書によると、租の本色は粟であった。

⑦ 長編卷一一四、景祐元年五月乙丑の條。

⑧ 例えば、開封府において夏税の正色斛斗と沿納の未納分を代納させるに當り、

御史中丞李昌齡・知開封府縣（事）裴麗正言、京邑諸縣、凡欠夏税正色斛斗并蠶食鹽麻鞋、並令折納大麥。緣以限滿、其間皆不濟人戶、若令折納、必致不前。上以三司失於計度、重困疲民、詔御史臺劾三司司錄倉司官吏、民所欠租稅、許以麥豆大小麥、取便輸納。（會要食貨七〇賦稅雜錄、至道元年八月）

と、大麥だけでなく、麥・豆・大麥・小麥の何れでもよいとしている。恐らく下等戸を主な對象として、大幅に粗色による納入が計られたものであろう。

⑨ 長編によると、この部分は多少相違が見られる。

三司言、……今城東十二倉、貯江淮所漕、米最多。城南惟
有米一倉。城西三倉、兼貯茶。城北四倉、貯鐵、內賦稅及馬
料。所貯既不同、難據軍營遠近就支。……（卷一〇八、天
聖七年十月甲午）

馬料は雜色斛斗即ち賦稅の中に含まれるであらう。なお開封の倉に雜色の穀物を貯えていたことについては、會要食貨六二京諸倉、熙寧三年十一月（同書職官二六司農寺、同年同月）にも記事がある。

⑩ 會要食貨六二京諸倉に船般倉・稅倉・折中倉の別が見える。

⑪ 會要食貨六二京諸倉。同四六水運。

⑫ この時張方平が河道の疏通について述べた部分が、會要食貨四二漕運、嘉祐二年十一月十三日の條に見える。

⑬ 會要食貨四二漕運並びに四六水運、天聖八年三月の條によると、概略「催綱の官員使臣が一年間に粗細色十五萬石を運搬すれば差遣を陞陟し、押綱の省員殿侍等が三年間に細色軍糧七萬石以上を運搬すれば酬獎する。もし粗色であれば、倉式の例によって六折充填する。」としている。

⑭ この件は長編卷二二〇、熙寧四年二月辛酉の條に、
（宣撫司）又請添屯軍馬於長安河中邠州。光言、歲凶、民艱食、懼無以供億。乞罷添屯。不許。

とあり、熙寧四年初めのことと思われる。なお司馬光是熙寧三年九月（長編卷二二五）からこの四年二月まで知永興軍の任についていた。

⑮ 註⑭参照。

⑯ 陝西の鄜延路において、

鄭延路經略安撫司言、蕃漢弓箭手借助斛斛、乞、依州縣常平法、如元散斛斛、卻納本色者、每名(石?)息不過二斗。并粗細色、與散時不同、仍許依倉例、紐折送納。從之。

(長編卷二七九、熙寧九年十二月甲辰)

とあるのも同様の例である。

⑰ 常平倉については、

戶部請、應常平穀價、比市價不虧、或雖虧而貴賤通計不及一分者、移轉運司、兌充和糴、或指二稅、聽人戶從便納錢。虧及一分以上、卽不以年限、兌轉運司新穀。糴細色、不同者、依倉例比折。無可兌、聽出糴。若三年以上、虧及三分、亦許糴。或曉諭人戶、願請者聽。仍隨夏秋稅納、不得過兩料。願納錢者、依糴價、並免出息。從之。(長編卷四〇二、元祐二年六月己丑。會要食貨五三常平倉、同年同月九日)

と、常平倉が買入れた穀物の價格が市場價格より一割以上低ければ、卽ち市場價格が騰貴してくれば、轉運司の新穀と交換するか民間に放出するが、轉運司の新穀と交換する場合、粗色・細色の不同は倉例によって調整される。交換する新穀がなければ、出賣する。もし三年以上を経過し、三割も價格の開きが生ずれば、出賣或は貸與を行うという。

⑱ 同様のことは熙寧八年(一〇七五)に、

詔、……仍募人得蠶五升或蝗一斗、給細色、穀一升。蝗種一升、給蠶色、穀二升。給價錢者、依中等實直。(長編卷二六七、熙寧八年八月癸巳。會要瑞異三蝗災、同年同月三日)とあるが、ここでは蝻と蝗に對して細色、蝗種には粗色と區別

されている。

⑲ 粗色・細色の一定の割合によって保有を認めるというのは、同年に、

涇原路經略安撫使章彥言、乞、應沿邊諸州軍縣鎮城寨堡子糴買去處、……如將來官中收糴不行、歲計闕乏、卽委所屬官、根括停塌之家積蓄斛斛、各計本家口數銷一全年所用斛斗外、其餘盡依逐處和糴場價例、收糴入官。詔從之。應陝西路準此。(長編卷四九九、元符元年六月壬寅)とあるのに對應し、その家の一年間の消費量に當る。

⑳ その粗色は後文に「又只是大麥蕎麥穀豆等糴色斛斗」と表現を變えている。

㉑ また和州の屯田の中に陸田があり、知和州劉煒措置到本州屯田事。……一、見管陸田五十餘頃。每年止是種二麥。……乞、令見管耕兵千五百人分種、

每人不得過三二畝。其二麥作兩半分、及有雜色豆斛(斛斗?)、依此分收、椿充修葺斗門堰閘等。(會要食貨六三屯田雜錄、紹熙元年十二月九日)

と、そこで收穫される穀物には二麥と雜色があった。

㉒ 會要食貨四三漕運、建炎四年十二月十日並びに建炎以來繫年要錄卷四二、紹興元年二月壬午の條等参照。

㉓ 郭振は宋史卷三四孝宗、乾道六年正月庚午の條に「以奉國軍承宣使知廬州郭振、爲武泰軍節度使」と見える。また以下の全俸を支給するについては、

詔、侍衛親軍都指揮使淮南西路安撫使郭振諸般請給、可特支全俸。(會要職官五七俸祿雜錄、乾道六年閏五月十二日)

とある。

②④ 註⑬参照。

②⑤ 註⑬参照。

②⑥ 註⑬参照。

②⑦ 舊五代史には、單に、

詔、洛京魏府管内所徵今年夏苗麥稅等、宜放五分之一。以微旱故也。（卷七六、同年同月壬子朔）

とある。

②⑧ 日野氏は「糧は米を取り出す前のもの、即ち粃であることを明かに示すと共に、この場合に糧から取れる米の量は糧の六割として計算していて、この粃である糧はアワであったことをも示している。」（前掲書一〇三ページ）と解釋されている。なお同氏は、宋代に入って粟を粃アワの意味に使用することが衰退し、代って同じ意味を指す用語が現れ、その一つとして糧をあがられている。

②⑨ 例えば范仲淹が蘇州に建てた義莊の規則の中に、

逐房計口給米、每口一升並支白米。如支糙米、卽臨時加折。支糙米每斗折白八升、逐月實支每口白米三斗。（范文正公集、義莊規矩）

とあって、糙米と白米の比率を十對八にしている。

③① 一九七五年、湖北省雲夢縣の睡虎地で發掘された秦簡の倉律に、九章算術（卷二）の粟米の章に見るような穀物間の比率が示されている（文物一九七六年第七期、雲夢秦簡釋文（二））。

③② 勞餘『居延漢簡 考釋之部』（中央研究院歷史語言研究所專刊之四十）の釋文に、

三七八五 粟一斗得米六升□（二一〇・一四）

とあり、また森鹿三『居延の早期簡』（墨美九二、『東洋學研究 居延漢簡篇』所收）に、「ここに小石というのは、もみつきでの容量で、脱穀してはかるものは大石といい、もみつきの十分の六の容量になる。」と述べておられる。その他は註③④の雲夢秦簡、九章算術、或は日野前掲書参照。

③③ 日野前掲書、並びに根本誠「唐代の主要物資の價格に就いて」（史觀六五・六・七合冊）参照。勿論米は粟米の外に稻米の意味があつたことも指摘されている。

③④ 周藤吉之「南宋に於ける麥作の獎勵と三毛作」（日本學士院紀要二一三、一四一一、『宋代經濟史研究』所收）、並びに日野前掲書参照。

③⑤ 何故なら續いて各地區の額を掲げ、眞定路（宋の眞定府）、順天路（保州）、懷孟路（懷州）、彰德路（相州）、衛輝路（衛州）、歸德府（南京應天府）、南陽府（鄧州南陽縣）、洛磁路（洛州）については粟だけであるが、南京（東京開封府）と河南府（西京河南府）については米と粟をあが、南京は五萬石、河南府は五千石となっている。その大部分を占める南京は、水運の要として稻米を受入れる位置にあつたとすれば、その米は稻米でなければならない。

③⑥ 安部前掲論文の補注5には、「法定の換算率としては、單に米（稻米・粟米）のみならず、麥や豆についても、一律に實一對穀二ということになっていた。」と述べられ、清代には五割であつた。

③⑦ 日野前掲書参照。

more that all necessary tasks for the maintenance of this canal, including the raising of funds, were fulfilled by this association of the gentry, merchants and citizens.

The *Ts'u-se* 粗色 and the *Hsi-se* 細色 as Categories of Grain in the Sung 宋 Dynasty

Ikuo Onodera

In the T'ang 唐 and Five Dynasties 五代, *su* 粟 was designated as China's principal grain and other grains were labelled *tsa* 雜. The ratio of *su* to *ts'ao-mi* 糙米 was approximately ten to six. Furthermore, there was a difference established between *su-gu* 粟穀 and *su-mi* 粟米 and this ratio had for a long time been ten to six. However, in the period from the Five Dynasties to the early Sung, nonglutinous rice 粳米 and wheat 小麥 began to be called *hsi-se* and other grains such as *su* were designated as *ts'u-se* (or *tsa-se* 雜色 or *chien-se* 賤色); *su* was placed in a category which had been called *tsa* in the T'ang. The distinction between *ts'u-se* and *hsi-se* formed the basis for the government's handling of grains. Later, in the Southern Sung, this distinction does not seem to possess the same sort of importance it had in the Northern Sung, but the unified dynasties of the Yüan 元 and Ming 明 continued to make use of this distinction. Also there was a conversion for *ts'u-se* and *hsi-se* which was enacted on the basis of "*ts'ang-shih*" 倉式, and this rate of exchange at ten to six indicates a continuity since the T'ang. This ten to six exchange rate was employed in the Yüan and Ming as well, but from the Southern Sung on the rate appears to be ten to five. In short such was the situation accompanying the increase in the usage of *hsi-se*.